

## 身体拘束廃止・虐待防止のための指針

### 1 事業所における身体拘束廃止、虐待防止に関する基本的考え方

(1) 身体拘束および虐待は、人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①(身体的虐待) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②(性的虐待) 利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③(心理的虐待) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④(放棄・放置) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤(経済的虐待) 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①(切迫性) 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②(非代替性) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護・支援方法がないこと。
- ③(一時性) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件(緊急やむを得ない場合の例外三原則)を全て満たすことが必要です。

(3) 原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

### 2 身体拘束・虐待防止のための委員会に関する事項

(1) 身体拘束・虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」(以下、「委員会」という。)を設置します。委員会は、年2回以上開催し、次のことを協議します。

- ①身体拘束の廃止・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ②身体拘束の廃止・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ③身体拘束・虐待(以下、「虐待等」という。)について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する  
と。

⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

## (2) 委員会の構成員

委員会の委員は、理事長を含む全職員とし、職種の役割を下記の通りとします。

### ①理事長

身体拘束・虐待防止のための体制整備

### ②管理者

委員会開催の委員長

身体拘束・虐待防止のための総括管理、総括責任者

### ③生活相談員・サービス管理責任者

委員会開催の副委員長

家族、居宅介護支援事業者、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

### ④介護職員・看護職員

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

### ⑤その他職員

管理者の指示による対応

## 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します

## 4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき対応します。

また、事業所職員は虐待を発見した際、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当にも通報します。

## 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

## 7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

平成 30 年4月1日 制定

令和4年4月1日 一部改訂